

学校法人鈴鹿享栄学園奨学金規程

〔平成26年4月1日
制 定〕

(目的)

第1条 この規程は、学校法人鈴鹿享栄学園（以下「学園」という。）が設置する鈴鹿高等学校及び鈴鹿中等教育学校（以下「学校」という。）に在学する生徒及び新入生のうち、一定の条件を満たす者に対して給付する奨学金に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(種類)

第2条 奨学生の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 入学検定試験奨学生
- (2) G T S S 奨学生
- (3) 学期成績優秀奨学生

(出願資格)

第3条 奨学生として出願できる者は、学業成績、運動技能又は文化的技能が優れ、他の模範になると認められる在校生及び新入生とする。

- 2 奨学生の資格条件及び認定基準は、別に定める細則による。
- 3 学園は、奨学生が複数年にわたる場合には、進級時に再度審査を行い、奨学生更新認定を行うものとする。

(奨学金の額)

第4条 各種奨学金の額は、別に定める。

- 2 奨学金は、国の高等学校等就学支援金、県の私立高等学校等授業料減免補助金、私立高等学校等入学金補助金等を充当したうえで、なお保護者が負担すべき額を上限とする。

(申請手続)

第5条 奨学生を志願する者は、奨学生採用願書（様式第1号）を学校長に提出しなければならない。

(申請の審査)

第6条 学校長は、奨学生の申請があった場合には、奨学金委員会（以下「委員会」という。）を置いて、奨学生の可否を審査する。

- 2 委員会の委員長は、学校長とし、その他の構成員は、副校長、教頭、入試対策部長、教務部長、生活指導部長、事務局長とする。

(給付の決定)

第7条 委員長は、前条第1項の審査の結果を常任理事会に上申する。

2 常任理事会は、前項の答申に基づき、奨学生並びに奨学金給付の決定の可否を決定し、保護者には、学校長を通して決定内容を通知する。

(支給方法)

第8条 奨学金の支給は、奨学生の保護者に対して行う。

2 奨学金の支給方法は、理事長が別に定める。

(奨学生の期間)

第9条 学園が、奨学金を支給する期間は、原則として当該学校における正規の修業年限(中等教育学校6年間、高等学校3年間)とする。ただし、期間を限定する奨学制度の場合は、当該制度に定める期間とする。

(支給の休止)

第10条 奨学生が休学した場合、その期間中は奨学金の支給を休止する。

(支給の停止)

第11条 奨学生が次に掲げる各号の一に該当する場合は、奨学金の給付を取り消す。

- (1) 退学になったとき。
- (2) 除籍になったとき。
- (3) 傷病により修学の見込みがないとき。
- (4) 学則に著しく違反し、奨学生としてふさわしくない行為があったと認定されたとき。
- (5) 奨学金認定要件から著しくかい離し、奨学生として認めがたい状況に至ったとき。
- (6) スポーツ奨学生が、所属クラブを退部したとき。

(他の奨学金の受給)

第12条 奨学生が、学園外の他の奨学金を受給することを防げない。

(所管)

第13条 この規程に定める奨学金に関する事務は、事務局が行う。

(細則の制定)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、常任理事会の議を経て、理事長が別に定めることができる。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、理事長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

所属校名

校長 様

生徒名前 ⑩

保護者名前 ⑩
（続柄）（ ）

奨学生採用願書

下記奨学生を希望しますので、必要書類を添付して願い出ます。

希望の奨学生 (○印記入)	() 学力奨学生 () クラブ奨学生 (運動部) () クラブ奨学生 (文化部)				
生年月日	年 月 日	年齢	歳	性別	男 女
現住所	〒 電話 () -				
出身学校名					

添付書類

1. 出身校の学業成績表（在學生は不要）
2. 運動の実績・記録・活動状況調書（クラブ奨學生のみ）
※出身校で作成（様式自由）
※在學制は、部活顧問で作成（様式自由）
3. その他

以上